

第30回木津川市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和4年7月19日(火) 午前10時から
- 2 場 所 木津川市役所 全員協議会室
- 3 出席者 (委員)宗田会長、大庭委員、井上委員、河崎委員、牧井委員、河口委員、兎本委員、倉委員、西山委員、酒井委員、西岡委員、勝山委員
(代理 郡氏)、森村委員、光橋委員、尾崎委員、藤田委員
(木津川市)田中副市長、久保田部長、柳川理事、大黒参事、
島川課長、柳沢課長補佐、兼嶋主事、松本主事
- 4 議 事
日程第1 審議案件 議案第68号
相楽都市計画 高度地区計画書に規定する建築物の扱いについて
- 5 その他
- 6 閉 会

○兼嶋主事 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第30回木津川市都市計画審議会を開催させていただきます。

現在、16名の委員の御出席をいただいております。委員の2分の1という定足数を満たしており、当審議会条例第5条第2項の規定により、本日の審議会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、お手元に第30回木津川市都市計画審議会の資料をお配りしておりますので、資料の御確認をお願いいたします。

まず、A4の次第でございます。続きまして、A4の配席図でございます。続いて、A4の委員名簿でございます。続いて、木津川市都市計画審議会条例でございます。続いて、木津川市都市計画審議会条例施行規則でございます。最後に、議案第68号、

相楽都市計画高度地区計画書に規定する建築物の扱いについて。以上でございます。
よろしいでしょうか。

続きまして、本日の日程でございますが、恐れ入りますが、先ほどの次第を御覧ください。

議事日程は、日程第1として、「相楽都市計画高度地区計画書に規定する建築物の扱いについて」をお諮りいたします。

その後、都市計画課からの報告事項を3点お伝えさせていただきまして、その他、閉会といった流れで進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開催に際しまして、田中副市長から御挨拶申し上げます。

○田中副市長 皆様、おはようございます。副市長の田中でございます。

本日は第30回の木津川市都市計画審議会をお願いいたしましたところ、委員の皆様方おかれましては、お忙しい中、また足元の悪い中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本来ですと、この審議会に河井市長が参りまして、皆様方に御挨拶を申し上げなければならないところでございますが、あいにく他の公務と重なっておりまして、出席することができません。お許しをいただきまして、私のほうから一言御挨拶を申し上げます。

その前に、少しコロナの関係について御報告をさせていただきたいと思います。もう皆様方御承知のとおり、第7波が到来したということでございますが、先週には日本全体で1,000万人の患者さんが超えたというところでございます。また木津川市におきましても、合計で、昨日現在で6,660人を超えたという状況でございます。人口当たり、7万9,600人ほどの木津川市民がおられるわけでございますが、約8.4%の方がコロナに感染されたというところでございます。

まだまだ猛威を振るっているというところでございますが、国のほうでは経済の活性化、そしてコロナの感染対応、非常に難しい対応を求められている状況でございます。

す。皆様方におかれましても、十分御注意をさせていただいているところでございますが、今後も三密を避けて、マスク着用、そして手洗いうがい、これを徹底して、移さない、移されない対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは前置きが長くなりましたが、御挨拶を申し上げます。

本日ここに、第30回木津川市都市計画審議会をお願いいたしましたところ、宗田会長をはじめ委員の皆様方には、何かと御多用のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素から木津川市のまちづくりに格別の御支援と御協力を賜っておりますこと、厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、本日、皆様方に御審議いただきます案件は、「相楽都市計画高度地区計画書に規定する建築物の扱いについて」でございます。現在、相楽中部消防組合消防本部につきましては、城山台九丁目1番地への移転を予定しておりますが、当該庁舎のうち、訓練棟の建築物の高さが高度地区計画書に規定する高さ制限に抵触することから、同計画書に規定する許可による特例により建設可能とするため、お諮りさせていただくものでございます。この後、詳細につきまして、担当から御説明をさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会とお礼の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○兼嶋主事 ありがとうございました。

それでは、田中副市長は、この後公務のため退席をさせていただきますので、御了承願ひます。

○田中副市長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

(副市長退席)

○兼嶋主事 それでは、以後の審議会の進行につきましては、当審議会条例第5条

第1項の規定に基づきまして、宗田会長に議長をお願いしたいと思います。

それでは、宗田会長、よろしくお願いいたします。

○宗田会長 委員の皆様方には、本日は御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、本日の審議会は、当審議会条例施行規則第3条に基づきまして、公開で行います。傍聴者の入室が可能となっておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

今回、傍聴を御希望の方が5名いらしていると伺っておりますので、ここでお入りいただきます。

(傍聴者 入室)

○宗田会長 では、傍聴の皆様方、お待たせいたしました。

傍聴の方に一言申し上げますが、当審議会の会議を傍聴する際には、木津川市都市計画審議会条例施行規則第3条第8項の規定を遵守していただきます。詳細はお手元にお配りしております傍聴要領に書いてありますので、御一読いただくようお願いいたします。

その4番にも書いてありますが、新型コロナウイルス感染症防止のため、傍聴中はマスクの御着用をお願いいたします。我々ももちろんマスクをしておりますので、御協力をお願いします。それから、もし体調不良等をお感じになられた場合は、無理をせず御退席いただきますようお願いいたします。本日の審議会では、録画・録音などは御遠慮いただいておりますので、あらかじめ御了承いただきます。なお、写真撮影につきましては、議事が始まる前までは可能、されませんね。では、以後、よろしく傍聴をお願いいたします。

それでは、議事に入ってまいります。一言、御挨拶を簡単にさせていただきますが、御存知のとおり、今日も線状降水帯が西日本に入り出しております。大変危険な状況だということは御存知のとおりであります。来年で山城大水害が70周年を迎

えます。大分記憶も薄れまして、この地域、旧山城町とかは大変被害が出たんですが、こうやって雨が降りますと、お年寄りの方は堤防を見に行ったりするという習慣があったんですが、それも大変危険なことなものですから、今は御遠慮いただいたり、田んぼをお持ちの方は難しい時期ですので、当然気になるところだと、私も田舎の出身なんでよく分かるんですが、昭和28年、1953年の大水害のことを、今回もそれに関わる消防施設の議題なものですから、一度振り返らせていただきますと、8月の豪雨でした。28年は、あその後、9月25日にももう一度台風13号が来まして、雨が東側の山地にいくわけですね。玉水の井手町のところの被害がすごく酷かったというのは皆さん御存知なんですが、この木津川市域でも、木津川そのものの水位がすごく上がるわけです。ちょうど三重県にかけての、今はダムとかもあります。

それで、細かな被害のことは申し上げませんが、大水害だった、膨大な。それが来年で70年になるわけです。ですから、学研の関係の方もおられますが、高台に移転するというのは、当時からのずっと思いでした。この間も都市計画審議会で、どこにこういう都市施設を置くかということは、私もかれこれ20年近く関わっていますが、重要な課題。ですから、70年前、それから学研がもうまちびらきしてから時間が経っていますし、だから高台にまちをつくっていくという、当時の人たちの気持ちをもう一度思い出したいということ。

それでいくと、今我々がいる木津川市役所を、先生方御存知ですが、どこにつくるかという問題も併せて、今御存知のとおり、入口のところに洪水の水位が書いてあって、1階は全部水没するわけですね。この後、井手町の役場もありましたし、最近では和束町の市役所の横の保健医療施設のコンペ、私はコンペから関わっておりますが、あれもどこに置くかですよね。あそこも浸水区域なんです。高台に上げるのはいいけれども、高台にみんなお年寄りが集まるかという話もありますし、かといって線状降水帯とか豪雨が広がっているときに、水害が行き着くところに、ここはこんなに高い、今我々は5階にいますけど、ここは安全だと思うんですけど、ということをや山城大水

害以来70年間、ずっと議論し続けているわけです。

ですから、一概にどこがいいという、井手町の場合はバイパス沿いの高いところに庁舎と道の駅をつくるということになって、社会資本整備審議会で24号線のバイパスをどこに通すかも大分議論しまして、そのとき私は委員でしたが、一番山側の今の道に行くのか、堤防沿いに行くのか、それから中間の旧市街地をぶち抜くか。旧市街地をぶち抜くのは、当然移転をお願いしなきゃいけない、お住まいの方が多いので、この人口減少のときに立ち退きをお願いするようなことがあってはいかんというので、それはまず真っ先に消えて、堤防沿いにするか、山側にするか。それで山側にしたわけじゃないですか。それで、そこに庁舎をつくるかという話になったわけですね。

そういう一連の長い長い経緯が70年間積み重なってきているわけで、都市計画審議会ですから、全部それを思い出していただいて、御審議いただくということが今日のテーマになりますので、あらかじめそのことを申し上げた上で、議論いただきたいと思います。

それでは、次第3、議事に入ってまいります。まず、議案の採決の方法、いわゆる議決の方法につきまして、確認させていただきたいと思います。

それでは、都市計画課から説明をお願いいたします。

○柳沢課長補佐 失礼いたします。都市計画課の柳沢でございます。

それでは、議案の採決の方法について、御説明申し上げます。木津川市都市計画審議会条例施行規則第5条において、「規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って決定する」と規定されています。

そこで、都市計画課からの御提案ですが、採決につきましては、議事をスムーズに進めるために、採決の方法を明確化することとし、各議案につきまして、都市計画課からの説明の後、質疑応答を終えましたら、議長が口頭で異議の有無を確認し、異議がない場合、原案のとおりとして決定する簡易採決方法によることといたします。

また、議案に対しまして、委員の皆様方の意見が分かれた場合の採決方法といたし

ましては、挙手により決するという方法で採決を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宗田会長　　今御説明いただいたとおりですが、木津川市は新しいものですから、この細目に関しては触れてなかったんですが、当たり前のことを言っているだけで、基本的に都市計画審議会というのは、異議ありませんか、ありませんで採決をすることも多かったんですが、最終的にどの自治体でも割とオープンに議論するようになりました。最後まで反対する方ももちろんおられますので、かといって何時間も審議を尽くすこともできませんので、こういう形で採決をとるということです。

御記憶にある方もおられると思いますが、ごみの処理場とかの案件をここで扱ったこともありまして、当然地元の強い反対もございましたので、その場合、丁寧に意見書をいただいていたので、全部それを、あの時は確か2時間半か3時間ぐらいずっと読み続けたと思いますが、みんなで意見書一つ一つを丁寧に聞いた上で採決をするという形になりましたが、そういうこともありますので、一応民主主義における基本的なルールですが、最後は採決をさせていただきますということでよろしいでしょうか。

では、御了解いただけますか。異議がないという形です。

それでは、審議案件に先立ちまして、議事録の署名委員の指名を行います。これも規則第4条第1項になりますが、会長の私と、会長が委員の中から1名を指名することになっておりますので、委員名簿順でお願いすることにしておりまして、今回は酒井委員にお願いをすることになります。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に基づきまして、議事に入っていきたいと思っております。

日程第1、議案第68号を議題として供します。

では、都市計画課の説明をお願いします。

○柳沢課長補佐　　都市計画課の柳沢です。私のほうから、今回の相楽中部消防組合消防本部新庁舎建設に伴う「相楽都市計画高度地区計画書に規定する建築物の扱いに

ついて」につきまして、御説明させていただきます。

恐れ入りますが、座って御説明させていただきます。

それでは、お配りしております議案図書により御説明いたします。

参考の1を御覧ください。

本市の現在の高度地区計画書でございます。今回の相楽中部消防組合消防本部新庁舎の建設予定地につきましては、第2種高度地区に指定されており、建築物の高さの最高限度を15メートルと規定しております。

後ほど立面図を御覧いただきますが、今回の審議の対象となります「相楽中部消防組合消防本部の訓練棟」の最高高さは18.35メートルと計画されており、高度地区の規定よりも3.35メートル超過する高さとなっております。

そこで、裏面を御覧ください。

当該計画書において、網掛けをしております「適用除外及び許可による特例」を定めておりまして、このうち、今回御審議いただきたいのが4-Aとなります。

4、次のいずれかに該当する場合で、木津川市長が都市計画審議会の同意を得て許可した建築物。

A、敷地面積が第一種低層住居専用地域にあっては、3,000平方メートル以上、第一種中高層住居専用地域内、第二種中高層住居専用地域内、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあっては、2,000平方メートル以上で、かつ敷地内空地の規模がその敷地面積に係る建築基準法第53条の規定による建築面積の限度を敷地面積から減じたものに、その敷地面積の10分の2を加えたもの以上で、周囲の状況により、環境上支障がないと認められるものとしております。

当該内容を要約いたしますと、今回の対象地は第二種中高層住居専用地域で、建蔽率が60%に指定されておりますことから、敷地面積が2,000平方メートル以上、かつ敷地内の空地が敷地の60%以上であって、周囲の状況により環境上支障がないと認められる場合は、都市計画審議会の同意を得た上で、市長の許可による特例が適

用できるといった規定でございます。

今回の対象地につきましては、敷地面積が約1万5,476平方メートルで、空地率が約82%となっており、当該事項を十分に満たす計画となっているため、許可による特例に係る4-アの規定が適用できるものと考えております。

参考2を御覧ください。

こちらは、相楽中部消防組合管理者から木津川市長宛てに提出がありました「相楽都市計画高度地区計画書に規定する建築物の扱いについて」の申請書でございます。

ページをめくっていただきまして、理由書を御覧ください。

当該理由書に示されております「4. 高さを超える理由」において、消防隊員の訓練に必要な設備を整備するため、今回の高さを確保する必要がある旨、記載されております。

また、「5. 近隣住民への配慮」として、計画地における訓練棟の配置を敷地前面道路より十分な離隔を確保することで、近隣住民への配慮を行うとともに、「6. 景観への配慮事項」として、訓練棟を本庁舎より低い敷地に配置することで、訓練棟の高さを目立たないように配慮し、外観はモノトーン調として、周囲の景観を損なわないように配慮する旨が記載されております。

ページをめくっていただきまして、資料1を御覧ください。

着色しております城山台九丁目1番地のうち、黒線で囲んでいる範囲が今回の対象敷地となります。

続けてページをめくっていただきまして、資料2の配置図を御覧ください。

今回の議案の対象となります訓練棟について着色しております。御覧いただいておりますとおり、敷地の南東の住宅地からも十分な離隔が確保されております。

また、消防本庁棟より8メートル以上低い敷地での建設計画となっており、消防本庁棟との位置関係を勘案すると、南東の住宅地からも目立たない高さになるものと考えております。

ページをめくっていただきまして、資料3を御覧ください。

こちらが訓練棟のイメージ図となります。

続けてページをめくっていただきまして、資料4の立面図を御覧ください。

当該訓練棟の最高高さが18.35メートルとなっておりますが、御覧いただいておりますように特異なデザインではなく、先ほど御説明いたしましたとおり、敷地の南東の住宅地からも十分な離隔が確保されていることや、消防本庁棟より8メートル以上低い敷地への建設計画となっていることから、周囲の状況を勘案し、環境上支障がないと判断できるかと考えております。

御説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○宗田会長 ありがとうございました。

では、都市計画課からの説明は終了しましたので、御質問、御意見を賜りたいと思います。

なお、審議委員の皆さんは御存知だと思いますが、この消防署の移転に関しましては、3年前、2019年1月の都計審で、都市施設でございますので、ここにすることをこの審議会で了解し、市長に答申したところです。それに関して、いろいろ市内から意見書をいただいているので、後でまた報告事項として御紹介しますが、この土地の安全の問題に関しては以前も出ていますが、今の高さに関しては、確認しますと15メートルの規定のところを18メートル35センチでしたっけ、にすることです。今の御説明にもあったように、そもそも今回特例を認める建物が建つところは、前面道路といいますか、資料2で言う一番右のところ、この道路の反対側に城山台九丁目の住宅地があるわけですね。その道を挟んでずっと左のほうに、西のほうに下ってくるようになってまして、そこにFHと書いてあって、フロアの高さが、消防本庁が建つところが71メートル、今回の訓練棟が建つところが63メートルになっていますので、それで8メートルか、既に下がっているわけですね。御了解いただけるものだと思います。

問題になるのは、ちょうど資料2の図面で、上のほう、北側のほうに、ちょっと敷地よりも高い小段が残っているわけです。僅かに残っているというくらいのレベルです。ずっと左、西側に行くに従って農地になっていますが、農地があつて線路があるというところですが、そこに造成するとき土砂が流れないようにするためのますをつくってまして、そこまで行きますとどのくらい土砂が流れ出ているかということも見えますので、割と分かりやすいところです。

何か御質問、御意見があればと思いますが。

どうぞ、酒井委員。

○酒井委員 議員の酒井です。

先ほど説明いただいた中で、2つお聞きしたいと思います。説明では、敷地面積が1万5,300余りということでした。その1万5,300というのは、どの部分を指すのか、これの説明をお願いしたいと思います。

それから、関連するんですけど、空地率が82%という説明がありました。本庁舎、それから車庫棟、訓練棟、この3つの建物を除いたら、いわゆる空地が82%ということになるのかなとは思いますが、そもそもどの場所を指して、どの建物の関係で空地ができるのか、その辺の詳しい説明をお願いしたいと思います。

○宗田会長 はい、お願いします。

○島川課長 都市計画課の島川でございます。ただいまの質問に対しまして、私のほうから御説明させていただきます。

敷地面積といえますのは、資料1の位置図を見ていただいたらよいかと思うんですが、その資料1の位置図で、グレーに囲まれている中で黒線で囲っている部分、それが今回の消防庁舎の建設予定地でございますので、この部分の面積が1万5,000平米ということになっております。

それと、2点目の空地率でございますが、資料2を御覧いただけますでしょうか。

資料2のほうに配置図を書かせていただいていると思いますが、その中で、下段の

ほうに一覧表が記載されておるとおもいます。そこにも記載されております敷地面積1万5,475.648平方メートルとなっておりますので、先ほど申しました黒で囲まれた範囲がこの面積でございます。その下に建築物が本庁舎棟2,294.4平米から、7棟ほど自家発電設備(本体)というところまでございますが、これだけのものが空地には加算されない建築物になります。それを敷地面積から差し引いた面積が規定にあります敷地面積の60%、建蔽率分以上、プラスアルファ敷地の2割増し、その面積と比較して空地が大きいということで、今回この特例を採用させていただきたいというところで、この面積を引きましたら空地率約82%になるという計算でございます。

以上でございます。

○酒井委員 私先ほど聞き間違えたのかもしれないんですが、資料2によれば1万5,475平米なんですけども、先ほどの説明では1万5,300某というように聞いたように思ったんですが、同じ数字やったんですか。説明員の方、確認をお願いします。

○島川課長 すみません。先ほどは1万5,476平米と説明させていただいているとおもいますので、恐らく小数点以下の数字を四捨五入している数字を説明させていただいたということでございます。

以上でございます。

○酒井委員 その点は分かりました。

もう一点は、空地率82%ということなんですけど、説明いただいた7つの建物の中で、図の本庁舎棟、一番大きな建物ですけど、この右側に救急車両の車庫がいびつな四角形の形についています。この面積も含んだ状態なんですか。本庁舎棟、2,294平米、どうなんでしょうか。

○島川課長 はい。それも含めた数字でございます。

○酒井委員 分かりました。

○宗田会長　ほかございますでしょうか。

西山委員、どうぞ。

○西山委員　すみません、西山です。ちょっと素人なので基本的な話を聞かせていただきたいと思います。

今回、高さ制限のほうを変えるということで、住宅地のほうの基準に合わせて、みたいな形になっているんですが、会長が前回おっしゃった、前回のこの会議で決めたときに、ここの部分を公益施設ゾーンという形に変えたということだったと思うんですね。そのときの資料とかを確認したときに、公益施設ゾーンの8.3ヘクタールが一覧表には載ってなくて、一般住宅地ゾーンからこの8.3を公益施設ゾーンに変えたということで確認されてて、公益施設ゾーンというのがどういうものに利用できるのかとか、どういう形で使われるのかというところの部分が、木津中央地区整備計画というところではそのゾーンの部分がないものだから、ちょっと分からなかったんですね。今おっしゃっている部分は、公益施設ゾーンというものではなくて、住宅地のところで建てるときの高度制限を変えるのかというところがまず1つ目、そこを確認したいと思っています。

あとなんですが、資料としては別に構わないんですが、いつも資料1のときに、木津東バイパスはもう仕上がって何年も経つ話なんですけどね、これがいつまでもこんな形になっているのは、ちょっと資料としてどうなのかなというのが2つ目です。

先ほど申し上げた公益施設ゾーンという部分の扱いで言いましたら、これは都市計画木津中央地区計画というものの変更のところで規定されている部分で言いましたら、周辺市街地を含め、緑豊かな地区全体の景観形成に資する敷地及び建築物等の整備をということで書かれていたんです。となると、今の御説明の中では、すぐ東側にある住宅地から見たときに差し障りがないということが強調されておりましたけれども、旧市街地から見た部分でも、全体として景観をきちっとよりいいものをつくるということになっていたと思うんです。そこの部分の考え方はどうなのかという、お願いい

たします。

○宗田会長　　3点かな、御質問ですが、まず1点目は、城山台をつくってるときのゾーンをどう決めるかということと、都市計画法でいう用途地域が違うものですから、城山台の公共ゾーンとか、これは城山台にしか言わない言葉なんですけど、第二種とか第一種住居専用地域とかっていうのは、全国どこでも都市計画法に基づいて決める、建物の建蔽率とか容積率、高さ等を定めるためのものなんですね。だから、今はここは第2種の高度地区がかかっているということは、第二種中高層住居専用地域になっているということの意味なんで、それで説明つくけど、市役所のほうからどうぞ。

2点目の地図の件は、図面の件は、これは本当に技術的な問題で、地図は市役所がつくっているわけじゃないんですね。市役所が買った地図をベースにこういう都市計画の図をつくっているものですから、市がその道路を書き込んでいくということは、市独自ではなかなかしにくくて、予算をかければ幾らでもできるんだろうけども、でも新しい地図を買うのが遅れているというぐらいのことですよ。

○島川課長　　すみません、それも説明させていただきます。先に位置図の件でございますけれども、今年度、予算化しまして、都市計画図のほう、修正をかけております。合併時から都市計画図のほうを修正しきれていないものがございますので、大きく変更になった部分につきまして、例えば今の天神山線でありますとか、木津川橋、その部分が今都市計画図には入ってませんので、その部分について、主要となる地図を今年度修正する予定をしております。非常に金額が張るものでございますので、一遍にというとなかなかできませんので、今年度は5区画分、割図にして5枚分を予算化しまして、修正をかける予定で今進めております。

それと、1点目の、公益施設ゾーンの考えでよろしいんですかね。ちょっと質問の趣旨を、すみません。

○西山委員　　考え方でも結構なんです。前回、変えたときに一般住宅地ゾーンから抜いているんだけど、公益施設ゾーンというのを計画の中には規定してない部分が

あって、そこは漏れ落ちなのかなと思ったんですね。8.3ヘクタールかな、それが城山台の計画の中から8.3ヘクタール分の土地が、極端な話で言うとどこかへ行ってしまっている、数字が少なくなってしまうというところがあったので、そこは考え方としてどうなのかなというところの御説明をいただきたいなと思っているんです。中央地区整備計画というところには入っていないんですけど、中央地区計画にはちゃんと公益施設ゾーンというのは位置づけされているので、今その部分に対しての変更ではないのかなと思ったものですから、その確認をしたいという。これは城山台特有のということですので。

○宗田会長 全然別の話。今の用途地域の話とは違うようなので、公共ゾーン、減らしましたっけ。

○兼嶋主事 すみません、事務局です。

当該地は公益施設ゾーンに位置づけておりまして、地区計画の区域内には入っておるんですけども、地区整備計画区域には入っていないというところになっております。といいますのも、公益施設ゾーンというのは、木津中央地区計画において、本地区に必要な公益施設の整備を行うというように規定されておりまして、整備計画の区域内に入れるのではなくて、市有地が主な構成になっておりますので、公益施設の誘致を図っていくという箇所になっております。

以上です。

○宗田会長 市有地が別に入っているわけではないので、公共用地を減らしているわけではないです。計画上の表の書き方で、ちょっと誤解が生じたぐらいのことだと思いますが。

○西山委員 そうしましたら、要は普通に住宅を建てれる場所自体を減らしているということになりますよね。数字的なこと言えば、83ぐらいのものを77にしているということ。そうしましたら、これ自体は高さとかっていうのは、もともと網掛けされていたものの基準で、今変更という話だと思うんです。それで間違っ

いかどうかというのを再確認したいのと、それと、例えばそれで言いましたら、本庁舎などを建てる部分は、この土地全体で言ったら東寄りの部分を使うということになりますよね。その残りの部分は、何も考えないでいいということになるのかどうか。先ほどおっしゃった市有地のものであったら、いろいろな意味でどういう形の計画ということは考えなくていいという、数字を抜いているということは、そういうことにつながっているのかどうか。

○宗田会長 全然別の話です。今回、この消防署の中の話だけです。

○西山委員 ですがね、一番最初の3つ目のほうに関わってくるんですが、下に何もなく、高さのものが高くできるのか。この下に住宅地は建たないという前提でいいんですよね、高さ制限は。この残りの部分は、一切住宅地は建てない。

○宗田会長 資料2を見ていただくと分かるんですが、資料2の、これが全部消防署の敷地ですよね。この下に農地とかがあって、線路があって。

○西山委員 資料1のほうで言うと、黒の枠で囲った部分が消防用地なんですよね。そこの中の部分の高さの制限を緩和するということですよ。そしたら、残りのグレーの部分、木津駅に向かってつながる部分は、もう住宅は一切建てないという前提で考えていいのかどうかというところが、先ほどの3番目にもつながってくる話。

○島川課長 ただいまの質問をお答えさせていただきます。

当初この土地を購入させていただいたときに、まずは下流域の水際ですね、それを守るため、それともう一つは、将来的な話になりますけども、駅の東側の都市化と一体的な利用もできる可能性もあるという土地という位置づけで購入させていただいております。よりまして、消防庁舎で使用する残った部分につきましては、そういう利用の仕方もあるのかなということで、将来的には検討できる場所という考えで今考えております。

以上です。

○宗田会長 市有地ということですね。

○島川課長 市有地です。

○西山委員 そしたら、私思うんですけど、都計審って結構まちづくりに関して重要だと思うんです。なので、今はこの場所だけの許可の話なんですけれども、最終的には下流域というか、ここから下の土地に関しても、今おっしゃるように仮換地とか何かという話も、たしかここを購入するときにそういうこともありますっていう説明だったと思うので、例えば住宅が建った場合に、目の前に大きな建物ができるということも考えてこれを判断すべきということになるんですか。

○宗田会長 そうです、もちろんそれも検討しました。都市計画マスタープランというのがございまして、これも都市計画審議会で議論して決めたことなんですけど、10年置きぐらいに見直しをするものなんですけど、その中でもこの地域は位置づけられていますので、まさにまちづくりの一番基本的なことを決めるのがこの審議会。ですから、都市計画マスタープランに基づいてそういう検討をした上で地区計画をつくり、地区計画で一部の高度地区に関する変更を今この場で御審議いただいているという、そういう問題の構造になっております。

○西山委員 最初の3番目のその質問、旧市街地から見た場合と、それとこの下に例えば住宅ができた場合に、その建物に関してどのように考えていただけるのか、高さ制限に関して。それをお答えください。

○島川課長 今、まずは消防庁舎を建てることになりますので、駅の東側と一体で整備するという話は、まだちょっと将来的な話になりますので、今現在は消防庁舎を先行して建てた中で、将来的にそれに係る土地利用、駅の東側と一体で整備するという議論については、それも勘案した中で整備計画を立てていければというふうに思っています。

高さについても、基本的には18メートルほどの高さにはなりますが、敷地の端から見ますと若干の離隔もございまして、近接してその敷地付近に建物を建てれるような場所は計画できないような形にもなっておりますので、調整池とかも含まれており

ますので、将来的な整備をどうしていくのかというのはこれからの話になると思います。

以上でございます。

○宗田会長　いいですか。資料2のところにありますように、訓練棟が建つところの北側は山になっていますので、そこは建たないので、下のほうから見上げるということ、そういうようなことで、一応丁寧な景観シミュレーションとまではいきませんが、基本的にどう見えるかということは、周りから見て検討してはいます。

大庭委員からお願いします。

○大庭委員　恐らく誤植かなと思うんですけども、資料2ですけれども、訓練棟の場所にRC造、規模3階建てという記載がありますが、3階建てではないんじゃないかなと。資料4では4階建てプラスアルファとなっておりますので、ここは御確認いただければと思います。

○島川課長　すみません。ただいまの質問ですけども、配置図のほうが間違っていると思います。4階建てでございます。

以上でございます。

○宗田会長　分かりました。

井上委員、お願いします。

○井上委員　井上でございます。

資料2につきまして、ちょっとお伺いしたいと思いますが、消防の本庁棟のFH、計画高が71.3となっております。それに対しまして、東側の城山台九丁目の住宅地の敷地の平均の高さというのは、どのくらい差があるんでしょうか。71.3とよく似た数字になるんですか、その辺をお伺いいたします。

○島川課長　ただいまの質問ですけども、ちょうど城山台九丁目の敷地と接しています道路高、これが72メートルでございます。だから、約70センチほど高さの差があるというような状況でございます。

○井上委員 7.2メートルというと、その東側の住宅地もよく似た高さやという理解でいいんですかね。

○島川課長 はい、そのとおりでございます。

○井上委員 ありがとうございます。了解しました。

○宗田会長 大体その辺が一番高くなっていますね。

○島川課長 そうですね。

○宗田会長 どうぞ、酒井委員。

○酒井委員 2点お願いします。先ほど大庭先生とのやりとりで、本庁舎4階建てという説明が今されたんですけど。

○宗田会長 訓練棟が4階建て。

○酒井委員 失礼しました。私は本庁舎のほうを3を4に直すというやり取りかなと思っておりました。

もう一点は、訓練棟の高さが18.35メートル、高さ規制は15メートルのところを例外規定適用ということなんですけど、その場合に、参考2の管理者名での申請では、いくらにするという数字は明記されていないわけなんですけども、例えば19メートルなのか20メートルなのか、それとも21メートルなのか、その点をはっきりしておかないと、高さ規定の緩和にはならないんじゃないかという気がするんですけども、その点をはっきりしてもらえますか。

○島川課長 一応この参考2のところに、2番に添付図書という記載があると思いますけれども、そこに立面図を添付しております。それが今の資料4でございます。ここにも高さが18.35という表記がありますので、それを見ているというところでございます。

以上です。

○酒井委員 ということは、18.35メートルまで緩和をします。

○宗田会長 高度地区を変えるわけではなくて、特例なので、その建物1棟に関し

て15メートルを適用しないということを使うだけなので、こういう書類のつくり方になるんだと思うんですが。

○酒井委員 分かりました。この高さを例外として。

○宗田会長 この建物ですね。この建物に関しては、15メートルを適用しないこと、そういう例外をつくるので、全体を18メートルとかにするっていうことでは決してないんですね。だから、消防庁舎の訓練棟だし、この高さがあっても許せるかなと。これが住宅だったら絶対だめだと思うんですけど。

○酒井委員 分かりました。ありがとうございました。

○島川課長 今回の件ですけれども、敷地全体は第2種高度地区のまま変わりませんので、この地区は15メートル制限になります。ただ、訓練棟につきましては、適用除外及び許可による特例ということで、先ほど説明しました空地率がそれだけ残るという中で、この訓練棟のみそれを適用するというような意味でございます。

以上でございます。

○宗田会長 ありがとうございました。とても丁寧に御審議いただけてます。

○兎本委員 すみません、兎本です。

そうしますと、理由書のほうで、今回高さを超える理由、消防隊員の訓練に必要な設備を整備するためということで、訓練棟を建てるということですけど、超えてでも設置をする必要性というのをもう少し具体的なものがあれば聞かせておいていただけたら、こういう理由で許可するんだよというのが分かるのかなと思うので、もう少し具体的なものがあれば教えていただければなと思います。

○宗田会長 そのために来ておられるかと思えます。どうぞ。

○岩本担当課長 危機管理課の岩本と申します。私のほうから説明させていただきます。

現在設計中ですが、消防組合さんのほうから模範的な回答といえますか、私のほうに来ておりますので、御説明いたします。

消防署の訓練種目の中に全国消防救助技術大会というのがございます。この中に「はしご登はん」、「ロープ登はん」というような訓練の大会がございます。はしご登はんといいますものは、15メートルのはしごを登ります。はしごの高さが15メートルで、さらにその上部に訓練者の落下防止のロープを結束できる支点、及び支点結束作業を安全に行えるスペースなどを確保するため、15メートル以上の高さが必要となってまいります。また、ロープ登はんにつきましても、15メートルの壁面に垂らされたロープを登るんですけども、こちらのはしご登はんと同様に支点の結束等のスペースが必要になるということでございますので、現在、図書にございます18.35メートルというのを例外規定としてこの度申請させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○宗田会長　ありがとうございます。

ちなみに、消防長さんもおられますけども、何か御発言されますか。せっかく御参加いただいたんで、日々の訓練がいかに大事かということ。消防長さん来ていただいているので、一言。

○郡代理　本日、消防長は欠席で、代理で来ています郡と申します。

今日の会議はうちの消防本部に係る審議ということで、委員としての発言は控えさせていただこうと思っておったんですけども、もちろん我々も職員の訓練をするために災害に強い庁舎の建設を行っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたいと思います。

以上でございます。

○宗田会長　ありがとうございます。

よろしいですか。

○大庭委員　この消防訓練棟でございますが、景観という視点からはあまり見えないほうがいいのかもしれないんですが、その一方で、消防という観点から言うと逆に

訓練が見えたほうが、いかに訓練しているということも市民に伝わりますし、どういう視点から訓練棟を考えるかというところで、何か重要な示唆を与えているようなことを感じました。そういう意味では、ぜひこの訓練棟を、道路からは見えにくい場所に立地するということなんですけれども、訓練しているところはぜひ見ていただいたほうがいいのかというところで申し上げたいと思います。

○岩本担当課長 危機管理課の岩本でございます。

もちろんアピールのものを考えておるんですけども、訓練棟につきまして、消防組合さんのほう、どうしても大きな声を出すこともありますので、民家にすごく近いと、見た目だけじゃなく音的なこともございますので、距離を置いてございます。

また、この度建設します消防庁舎につきましては、交差点部から若干街区のほうに入っておりますけれども、今後、ここに消防署があるよということにつきましては、消防組合さんと十分協議して、皆さんにしっかりアピールを務めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○宗田会長 ありがとうございます。

冒頭も申し上げたことですが、木津川市の場合、市庁舎がここにありまして、浸水危険区域です。消防庁舎が高台、城山台にあって、市民の皆さん、結構人口もたくさん集まっているところでもございますので、そこで消防車が待機して訓練している、水につかったときは市民の方にも避難していただくことも含めまして、都市計画審議会としたらあの場所を選び、そしてそこで訓練をしていただき、大庭委員もおっしゃったように、市民の皆さんにもそこに消防署があって、日々消防士の方が訓練されているということをよく理解していただく。市民の安心安全を目に見える形にするという意味では、重要かなと思います。道もできたことすし、出動もそれで早くなると思いますし、火災現場への到達時間、これもちゃんとデータをとっておられますので、この結果、ここに位置することでどのくらいよくなったかということも、市議会を含

めて我々も検査や点検をしていきたいと思いますが、そんな意味では、いい判断だったかなとは思いますが。

どうぞ。

○倉委員　今回、資料1で見ていただくと分かるんですけども、この周りのグレーの部分は、以前から市が所有していて、緑地帯とかも持っているわけですね。これは過去の話で申し上げますと、木津の駅から東の、これの水処理問題がずっと問題視されてまして、この辺を処理できなければ、なかなか駅東の住宅への転換はできないという大きな問題がありました。そういった意味では、グレーの部分は当分は緑地帯ですね。保水力を蓄えた森林として、当分の間は考えていかなければならないのだろうと推測します。

その中で、今回は高さ制限の特例ということなんですけども、建物を見てますと4階建て、これだけを見ると14メートルいくらなんです。そこに階段室が突出しているというふうに私は考えたほうがいいんじゃないかと思っています。大きい建築面積のビルであれば、階段室であれば特例で除外されるような部分の施設になるわけなんで、ましてや3メートル強の部分が突出するという形の中では、消防施設という特有の重要な施設であるので、これは逆に言えばなければならぬ部分だと思っておりますので、その辺の考え方を確認だけさせといてください。

○宗田会長　ありがとうございます。危機管理課、お願いします。

○岩本担当課長　危機管理課、岩本でございます。

今、倉委員御指摘のとおりでございます。相楽中部消防組合さんに限らず、全国的な消防組合のほうで日々訓練をなされておりますが、多くの消防本部で訓練棟を構えて日々訓練されております。市役所といたしましても、訓練に必要な不可欠な施設であるという認識でございます。

以上でございます。

○宗田会長　ありがとうございました。

ちなみに、木津駅東口の開発に関しましては、この審議会でも、今日は公文代委員はおられませんが、よく話題になっています。慎重に慎重に審議していくことでいいかと思えます。ありがとうございます。

それでは、議案第68号「相楽都市計画高度地区計画書に規定する建築物の扱いについて」につきましてお諮りいたしますが、異議はございませんでしょうか。

(「異議あり」という声あり)

○宗田会長 異議あり、酒井委員が1人。では、採決しますね。

恐れ入りますが、反対の方の挙手をお願いします。

(反対者 挙手)

○宗田会長 2名。

賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

○宗田会長 賛成14、反対2という形で、議事録に記載させていただきます。

それでは、14対2をもってこの案件は可決されました。

○酒井委員 会長、質疑はさせてもらいましたけれども、反対については、理由を申しておきたいと思うんですが。

○宗田会長 どうぞ、お願いします。

○酒井委員 今日この場に御出席されている委員の皆様は、今日の審議会の冒頭に会長からもありましたが、3年前の2019年の1月21日の都計審の場で、この場所が用途変更されました。消防庁舎ではありません、用途変更されました。第二種中高層住居専用地域となったわけですが、そのときに議論の中身としては、消防庁舎という言葉ももちろんありました。ただ、消防庁舎を建てることについては、この土地の形、それから地質、またボーリング調査もほとんどされていない状態でしたので、地質そのものは十分ではありませんが、地形とか上の山地、山のところにがけ崩れの跡があるとか、それから奈良盆地東縁断層帯に非常に近い位置だとかというよう

なこともやりとりの中でありました。

そして、そのときに第二種中高層住居専用地域として用途変更する、もっと言えば消防庁舎の建設場所として設定する最終的な理由は2つありました。1つは、消防庁舎という非常に災害対応に強い建物であるべきだし、切土の上だけに建設するというやりとりが当時も記録されています。それは、私は事実ではないと、この図から見てもあり得ない。この図から言えば、本部庁舎の右側についている救急車両の車庫棟の部分、この辺りが正しく切土部分であって、本庁舎の建物の一部分が切土にかかるかもしれないけれども、半分以上は盛土になっている、そういう地形であるというのが1点です。

それから、先ほどもちょっと触れましたけども、もう一つの問題は、ここの地質が明らかにされていないという問題であったわけです。大阪層群という言葉がやりとりとして出ましたけれども、それがどのような状態になっているか、ボーリング調査も一切されない状態で、検討すらされない状態でこの場所が考えられていたこと、そういう2つの理由で問題だと私は思っています。

ですから、訓練棟そのものは消防庁舎に絶対必要なものだし、私はそれについては異論を挟むものではありませんけども、この場所という問題に関して認めることはできない、そういうことであります。

○宗田会長　ありがとうございます。よく覚えております、私も。酒井委員のお話も覚えております。

西山委員、何か。いいですか。

今この件、終わった後にまた報告がありますが、その中でも御紹介しますが、長い経緯があるんですが、今回のこの件に先立ちましては、私も現場を見て参りました。

では、そのことはまた後で何うとして、それでは、お二人の委員の反対の事を確認しまして、今の御意見も議事録に記載していただくことにしまして、次に行きます。

それでは、次第4に基づきまして、報告事項に移りたいと思います。よろしくお願

いします。

○柳沢課長補佐 失礼いたします。都市計画課の柳沢でございます。

次第のとおり御報告が3点ございます。1点目は、安心の消防を求める会からの申入書についてでございます。昨年7月28日付けで、本都市計画審議会の会長宛てに提出されました。内容は、2019年（平成31年）1月21日に答申をいただきました、消防庁舎建設予定地である城山台九丁目1番地に係る都市計画変更についてです。ここが危険で不適切な土地とお考えで、消防本部新庁舎建設などに反対の立場から、現地を確認し、防災拠点としての消防庁舎建設にふさわしい土地か検証してくださいとのことです。昨年、7月3日の熱海市の土石流の被害を知り、御懸念になったとあります。

今回の案件でもこの土地が関わることであり、都市計画審議会に先立ち、会長の御希望で、城山台一帯と、特に九丁目1番地とその周辺の最新計画図など、関連図書、資料を都市計画審議会の事務局とともに御点検いただきました。

城山台九丁目1番地では、2019年1月21日の都計審で答申いただいた都市計画変更に沿って、現在庁舎建設のための造成設計と建築詳細設計を相楽中部消防組合で進められています。その計画の配置図から建物の位置を確認し、申入書にある切土と盛土の部分のどこに当たるかを御点検いただきました。

つきましては、今後、造成工事を進めていくこととなりますが、土砂災害により特に危険な敷地になるとは考えにくいと判断いたしますので、その旨を御報告させていただきます。

ただ、今後も工事の進捗を慎重に見守っていきます。こうして市民の皆さんから、都計審の審議に多大な関心を寄せていただいたことに感謝いたします。今後も市民の皆さんの御意見を拝聴し、対話してまいります。

次に2点目は、「木津川市都市計画審議会条例施行規則の改正について」でございます。資料の木津川市都市計画審議会条例施行規則の最終ページの新旧対照表を御覧

ください。

従来、本都市計画審議会の傍聴希望者には、住所、氏名及び年齢を民主的な御協力として受付時に御記入いただいておりますが、このうち年齢におきましては、傍聴者の識別に要する情報ではなく、また傍聴に係る年齢制限の規定もないことから、当該年齢についての文言を削除する改正を、令和3年9月22日付けで行っておりますことを御報告いたします。

次に3点目は、「議事録の確認について」でございます。従来、本都市計画審議会の議事録におきましては、都市計画課で一定の調整を行った後、誤字・脱字といった修正のみにとどめていただきたい旨を申し添えた上で、全委員の皆様を確認依頼を行ってまいりました。全委員に確認作業を終えていただいた後に、会長及び署名委員の署名・押印をいただき、その写しを全委員に送付した上で、市のホームページに掲載してまいりました。

しかし、当該運用でいきますと、審議会終了から議事録の公表まで相当の期間を要してしまい、また、事務手続についても多大な時間を要することとなっておりますため、事務の迅速化、簡素化を図るため、全委員への誤字・脱字の確認依頼を割愛し、都市計画課の責任において確認・修正を行ったものを会長及び署名委員に署名・押印いただき、また全委員への議事録の写しの送付については、市のホームページへの掲載をもって代えさせていただくといった運用で事務手続を進めさせていただきますので、御了承のほどよろしく願いいたします。

都市計画課からの御報告は以上でございます。

○宗田会長 ありがとうございました。

では、御質問、御意見を受けたいと思います。3点ありましたが、どうぞ。

○酒井委員 報告事項の2点目、3点目については、異論ございません。

1点目の申入れに対する回答は、会長名での御回答ということになるんですか。

○宗田会長 会へのお返事はまた別途したためようと思いますが、まずこの審議会

でお諮りというか、御報告した上で、その次に御返答しようと思っております。安心の消防を求める会からの申入書があった、会長名で来ておりますので、御返事はしますが、その前に順番からして、この審議会で皆さん方に御披露した上での思ひまして、勝手に会長として回答してはいけないと思つて。

○酒井委員　都計審の委員に全て紹介していただいたというのは、必要なことだし、ありがたいと思ひます。その上で、この後、口頭での説明でしたから十分分かんのですけども、文書でいただければありがたいと思ひます。

○宗田会長　今の読み上げ原稿は、私も実は手を入れてますので、当然返事にはちゃんと手を入れますが、ここで私の文案までをお見せするべきか、ここで口頭でとめとくべきかというのはちょっと議論があつて、とりあえず口頭で御報告したい。ただ、今の読み上げていただいた内容に関しては、私のほうでも手を入れてまして、実は今1行飛ばされてしまったんですが、特に九丁目1番地のその周辺の最新の状況で、併せて造成工事前と造成工事後の測量図、計画図など、関連図書資料を点検しておりますということですね。さらに言わせていただくと、道路工事がありましたので、国道工事がありましたので、京都国道事務所に出向きまして、地質調査があるものから、それは見せていただきました。その地質の話が1つと、2つ目が切土のところと盛土のところの割合、それも実際に図面を合わせながら、ちょっと意見は割れるかもしれませんが、半分以上が切土のところにかかる私は認識しています。それは図面を正確に書かないと分かりませんが。

それからさらに、おっしゃったがけ崩れの痕跡がある云々に関してですけど、それも正確に分かってないですけど、今後点検しますが、今は上からがけ崩れが来るといふことは考えにくくて、今ある地盤が下に崩れていくということを御懸念しているんだろうと思ひますが、そのための対策としてどういふような、くいを打つかとか、それから擁壁をつくるのかつていふ議論になるんですが、それが最後に申しましたように、今後工事の進捗を見守っていくといふ、まだ造成をこれからする部分もあるも

のですからという御議論かなと思います。

○西山委員　そうしましたら、その3年前のときは、消防の建設用地は、聞きようによつたら全て切土のところに建てますという話の説明だったように思えるんですが、そうではなくて盛土も含まれているというところの部分は、お返事の中には入るということでもいいんですよ。

○宗田会長　そうですね。その経緯もまた説明しますが、本来、切土のところにしか建たないような設計で議論してたんですが。

○島川課長　すみません、ただいまの西山委員さんの御質問なんですけども、前任に確認しております。そのときには、建物の位置がこのエリアのどこに建つというのは、まだ決まっていないところです。消防が建設される予定地を丸でポイントがついていました、位置図。その部分については切土ですよという説明やったと思います。ただ、その位置の中のどの部分に建物が建つかというのは、そのときにはまだ詳細には決まっていないので、分からなかったというところで、そういう説明になったということで、今回報告させていただきます。

以上です。

○西山委員　それでしたらね、その後ニュータウンは全部切土と盛土があるからという御説明をされているので、消防の用地ということは、1にも2にも大事なものを建てる場所ということでの、九社前委員の質問とかも含めてだったと思うんです。その上で切土ですって言い切らした部分があるので、やっぱりそこは、説明としては不手際だったのかなとは思いますが。

○宗田会長　不手際かもしれません。確かに切土につくるように努めますが、もちろん安全を確保することは大前提でやっていますので、安全が損なわれているようなことはないということは断言します。

○西山委員　それはこの後の建築の仕方とか、地下に掘るものとか全て含めてということに、だから全てお金をかければ十分なものができるといことにつながるこ

とだとは思いません。

○宗田会長　　だけど、過剰なお金はかけられませんので、市民のお金ですので。その判断。

○西山委員　　だからこそ切土のところが基本なんじゃないかなというところの部分は、今回も指摘をされていたけれども、盛土もあって、含めて、それでも見ましたという。

○宗田会長　　もちろん切土のところに建てようと思って、最大限の設計変更とか努力をした上で、やむなき部分が出てくるわけで、喜んで盛土のほうに建てているわけではもちろんないんですね。経費の問題ですとか、安全性の問題ですとか、消防機能が損なわれるようなことがあっては絶対いけませんので、その上で最適な消防署のあるべき姿を求めてやっていますので、必然的に諸条件を考えていくと、最適な方法が一部盛土にかかることがあるということで御理解いただきたいと思います。

○西山委員　　すみません、私は入ってなかったし、その時点では傍聴してなかったので、今議事録を見た上で、そういうふうに受け取れるなと思ったものですから、その発言をさせていただいています。また文書でということですので、それはそれで後でまた見せていただけたらと思います。

続けて、2つ目の部分で発言をさせてもらってもよろしいですか。規則の改正についてなんですが、御説明いただいたように、もちろん年齢とかは削除というのは理解しますし、その方向は正しい方向かなと思っております。その上で、一応ここの傍聴は30分前までに来て、その時点で人数が多かったら抽選になって、それだけの人数がいなかった場合は先着順みたいな、二段階方式になっているんですけども、抽選にそれだけ時間がかからないのであれば、30分前ももう少し緩和できないのかなって。今回見せていただいて、30分前までに来ないといけないというのって、結構ハードルを上げているんじゃないかなと思ったものですから、今後で結構なんですが、もっと傍聴しやすいような形にされたらどうかとは思いましたので、その部分は、

今後のお願いという形になりますが。

○宗田会長　　ありがとうございました。

今、全国で都計審に限りませんが、審議会の公開が進んでまして、それでコロナでICTの参加の方向が出たんで、リモートで開くところも出ています。わざわざ会場に来ていただかないということもありますが、何せこの変化が急速なものですから、ちょっと追いついてないところがあって、都計審をリモートでやっているところもあるぐらいなんですけど、今後ゆっくりお諮りしていきますが、今回とりあえず1つありましたように、私の会長の任期中に必ずちょっとずつ改善しますので、よろしく願います。

それから、先ほどのお手紙の件なんですけど、ちょっとまだ時間がかかりますので、今日もしよかったらお伝えいただいて、まだお手紙が届くまでは少しお時間をいただきたいと、願います。

倉委員、願います。どうぞ。

○倉委員　　3年前の議論の中で、建物の位置が切土の部分、できるだけ安全な場所に建ててほしいという話の流れもあったというように思うんですけども、都市計画審議会という立場で、建物が切土の上に建つか建たないか、私は都市計画審議会がここまで発言に責任を持たされたら大変だと思うんです。あくまでも都市計画審議会というのは、将来のまちづくりをみんなで議論して、それがいいかどうかという重要なものなので、後は建築に委ねるべきだというふうに思うんです。それが例えば予算的に、会長もおっしゃったように、無駄に金使うわけじゃないんで、その辺も含めて、今の議論を聞いててちょっと疑問に感じたので、その辺を会長のほうから整理していただけたらなと。

○宗田会長　　倉委員のおっしゃるとおりでして、都市計画審議会の権限を逸脱することのないように十分配慮はするつもりですし、建築に関してはまた建築審査会もありますし、法令上の取り決めもございますので、我々としてお願いしなきゃいかんの

は、安心安全は第一であって、そのことに十分配慮していただくということであって、特に造成中の場合とか水害がどうかっていうことは常に議論になりますので、できるだけ丁寧に、先ほどありましたように、できるだけ切土の上に建てられることが望ましいという当たり前のことを言っているだけの話で。

どうぞ。

○酒井委員　今の発言に関係してですが、3年前の1月の都計審は、もう一回言いますけど、第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域に用途変更する、そういう話だったわけです、都計審の議案としては。ただし中身は、消防本部の庁舎の建設ということが前提としてありました。消防庁舎という問題については、消防署のほうからも委員がお見えですけれども、私は相楽中部消防本部のOBの方からこういう思いを聞かせてもらったんです。消防職員というのは、火災を止めるために、それから住民を救うために、どんな場面であれとにかく、自分の思いとしたり少しでも前へ行って、少しでも早く行って火を消す、人を救い出す、そういう思いになっているんだと。そのときに、振り返って自分の居場所である消防署がもしも危険な状態になるのであれば、そんな安心感を持ってない思いで前へ前へ進んでいくことはできない、そういう思いをOBの方から聞かせてもらいました。その思いもあって、都計審に権限が、とかじゃなしに、やはり前提としては、消防庁舎のあるべき場所、あるべき姿ということが議論される、それは当たり前のことだと私は思います。ですから、そのことに対する重大な疑義が起こっていたわけですから、議論は、当時としては十分必要だった、そんな思いです。

○宗田会長　そのことを否定している御発言ではないし、そのことを否定するつもりは全くないです。聞いていると、ただ危険な土地に建つことの是非になっちゃいますけど、危険な土地だとは思っていないということを私は今日御報告したわけです。危険な土地ではないということを、危険なおそれはないと判断したということを議事録にも書いておきますが、だけど今後、丁寧に見守ることは続けましょうということ

ですので、酒井委員がおっしゃっていることもそのとおりであって、とことん安全性に関しては追求するのがこの審議会の務めですので、御発言をちゃんといただいている、ありがとうございました。

それでは、大分延長しましたが、これをもって本日の。

○兎本委員　すみません、その他のほうで発言をさせていただけたらと思いますけれども、問題提起で今後議論していただけたらなと思う点がありまして、今年度4月に、木津川市の一部が過疎地域と指定されまして、加茂地域が対象となっているので、まちづくりをしていく上で過疎地域に指定されましたので、その辺り今後、議論をしていただけるような状況、まちづくりについてですね、今回議員のほうも5人のうち4人が加茂地域出身でありますし、加茂地域、今後、都市計画マスタープランにも第二次の後にこれを指定されていますので、またまちづくりとして、過疎地域に指定されていますので、市のほうで過疎に対する計画をつくられて、総合計画も過疎を含めてのものになるのかもしれませんが、都市計画マスタープランの見直し等々もあるかと思っておりますので、過疎地域であることを一度議論していただいて、加茂地域のまちづくりというのもしっかりとやっていけたらなと思っておりますので、議論できる場を今後設定していただけたらなと思っておりますので、お願いしたいなと思っております。

○宗田会長　分かりました。肝に銘じて、それをやらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これで終了したいと思いますですが、よろしいですか。

ありがとうございました。では、終了させていただきます。

○柳沢課長補佐　都市計画課です。

今後の予定でございますが、時期は未定ですが、相楽台四丁目にあります木津学校給食センター跡地に係る京都府域の「関西文化学術研究都市の建設に関する計画」の変更に伴う各種都市計画の変更を予定しております。詳細が決まり次第、御連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○兼嶋主事　　どうもありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、久保田部長が御挨拶申し上げます。

○久保田部長　　建設部長の久保田でございます。

本日は、宗田会長をはじめ委員の皆様におかれましては、長時間にわたり慎重な御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日、御審議いただきました内容に基づきまして、今後の都市計画に係る事務を進めさせていただきます。

今後も委員の皆様の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

甚だ簡単でございますけれども、皆様方の御健勝とますますの御活躍を御祈念申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○兼嶋主事　　ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の木津川市都市計画審議会を閉会いたします。

長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名人はここに署名する。

令和4年 9月 1日

会 長

宗田 好史

令和4年 9月 8日

署名委員

瀬井 弘一